

令和6年 第1回

甲佐町議会 2月臨時会会議録

令和6年2月2日

熊本県甲佐町議会

令和6年2月臨時議会議録

熊本県甲佐町議会

令和6年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

○2月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第1号 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第5 議案第2号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）	6
閉会	11

2月2日（金曜日）

令和6年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和6年2月2日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 2月2日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 2月2日 午前10時32分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	10番 宮川安明
11番 本田新		

1. 欠席議員

9番 井芹しま子

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	兼くらし安全推進室長
環境衛生課長 白石亨	税務課長 奥名雄吉
健康推進課長 上古閑一徳	住民生活課長 橋本良一
農政課長 井上幸介	福祉課長 宮崎貴美代
会計課長 渡邊友美	建設課長 志戸岡弘
教育長 田上浩輝	町民センター所長 中林健次
社会教育課長 後藤喜治	学校教育課長 吉岡英二

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第1号 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

まずは1月1日に発生しました能登半島地震におきまして亡くなられた方々、ご遺族の皆様に対しまして深くお悔やみを申し上げます。また、被害にあわれました皆様には心からお見舞い申し上げます。開会に先立ちまして、この度の被災により尊い命を亡くされた方々のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために黙とうをささげたいと存じます。皆様、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。それでは黙とうをお願いいたします。

[黙とう]

黙とうを終わります。ご着席ください。

それではただいまから、令和6年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番佐野安春議員、6番荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第1号、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）、以上2件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は令和6年第1回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

まずは能登半島地震で犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本町においてはまずは庁舎内に義援金募金箱等の設置を行い、災害派遣については若手職員1名をチーム熊本第二陣の一員として1月29日から2月6日まで輪島市へ派遣しており、今後においても熊本県からの要請に応じ積極的に支援を実施していく所存であります。これからの被災地の復旧・復興が1日も早く進んでいくことを切に願うものであります。

それでは、今期臨時会に提出いたしております各議案について、説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をいたしております案件は、条例案件1件、補正予算案件1件、のあわせて2件であります。

まず、条例案件につきましては、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを、補正予算案件としましては、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）について、主なものといたしまして、歳出では総務費にふるさと甲佐応援寄付金積立金として1億6,000万円、町県民税システム改修業務委託料として184万8,000円、民生費に物価高騰対策重点支援給付金として4,550万円、衛生費に子育てギフト券発行業務委託料として493万2,000円、商工費にふるさと甲佐応援寄付金の増額に伴う関連経費として3億7,777万6,000円、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金として1,322万8,000円を追加することとしております。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6,017万7,000円、指定寄付金に4億円、財政調整基金繰入金を1億4,663万8,000円増額し、総額で106億9,577万8,000円といたしております。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明いたしますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第1号「甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第1号について説明申し上げます。議案第1号、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月2日提出、町長名です。

提案理由につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行により本条例の一部を

改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。条例の改正案になります。改正内容等につきましては、別紙の資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**住民生活課長（橋本良一君）** ありがとうございます。では最終7ページの説明資料をお開き願います。

甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

1、改正理由です。改正戸籍法の施行により本籍地以外での戸籍証明書等の交付、いわゆる広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する事務を開始することに伴いまして、これらの証明交付等にかかる手数料の額を定めるとともに、規定の整備を行うものでございます。

2、改正内容です。（1）戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクを持って調製された戸籍及び除籍にかかる書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めまして、広域交付にかかる手数料はこれまでの戸籍謄本等の交付手数料と同額、1通につき戸籍は450円、除籍は750円といたします。（2）電子証明書提供用識別符号にかかる発行手数料を規定に追加いたします。ア、戸籍にかかる発行手数料の額は1件につき400円。イ、除籍にかかる発行手数料の額は1件につき700円。ウ、ア、イにつきましてはマイナポータル、マイナンバーカード所有者利用サイトを利用して申請される場合及び戸籍証明書等と同時に取得される場合は無料といたします。（3）戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できるようになることに伴いまして証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧にかかる手数料の額は届書、その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額、交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円といたします。（4）その他戸籍に関する手数料にかかる事項につきまして平易な文言とする整理を行わせていただいております。

3、施行期日は改正戸籍法の施行日と同日、令和6年3月1日としております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○**議長（宮本修治君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮本修治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（宮本修治君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○**3番（鳴瀬美善君）** 3番です。議案第1号、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例

の制定ということでございます。先程の担当課長の説明もありました通り、戸籍謄本等の広域公布に伴うということ、それとこれをもって住民サービスの向上が図られるものであればと認識をいたしますので、本件については何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第1号「甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「甲佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第2号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）。

次のページをお願いいたします。令和5年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億681万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,577万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条、翌年度へ繰越して使用することができる経費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月2日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に6,017万7,000円を追加し、16億5,267万2,000円としております。2の国庫補助金です。

款18、寄附金に4億円を追加し、24億680万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に1億4,663万8,000円を追加し、11億7,422万5,000円としております。

1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額100億8,896万3,000円に6億681万5,000円を追加し、106億9,577万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に1億6,268万4,000円を追加し、24億485万5,000円としております。1の総務管理費、2の徴税费です。

款3、民生費に4,807万7,000円を追加し、21億8,892万2,000円としております。1の社会福祉費です。

款4、衛生費に505万円を追加し、5億9,785万5,000円としております。1の保健衛生費です。

款6、商工費に3億9,100万4,000円を追加し、17億7,373万円としております。1の商工費です。

歳出合計、補正前の額100億8,896万3,000円に6億681万5,000円を追加し、106億9,577万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1の追加です。

説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

2、総務費、2、徴税费、町県民税システム改修事業、184万8,000円。3、民生費、1、社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業、4,807万7,000円。6、商工費、1、商工費、LPガス価格高騰対応生活者支援事業、1,322万8,000円。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。歳入の国庫支出金の中の目が総務費、国庫補助金の中の総務管理補助金ということで、説明で物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金という風にあります。これについての説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これにつきましては、先程歳出の方で予算をくんでおります福祉の方の低所得者支援の分、また価格高騰、その推奨メニューの分のLPガスの支援の補助金、その部分になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。歳出の方の民生費で今同じような質問なんですけれども、12月の議会の中で私も質問いたしましたけれども、その12月補正予算の中で計上され

ておりました低所得者等への支援給付金。これについては質問した時に多分担当課長が年内ではちょっと無理なので、1月ないし2月というような回答をいただいたような気がします。現在のその給付金の交付の状況、それと併せまして今回の補正の中でもまた臨時交付金が増額で出てきております。低所得者等への給付ということでございますので、これの時期、合わせて対象者の範囲について説明がいただければお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） それでは給付金についてお答えいたします。まず12月の補正予算で低所得者への支援の給付金ということで予算を要望いたしましたけれども、その進捗状況についてお答えします。住民税非課税世帯への7万円の給付金ですけれども、対象となる方に昨年12月26日から順次通知を送付をしております。対象世帯が1,591世帯となっております。この方々に対しまして1月の25日と1月の29日、1月中には支払いを行っております。支払いが済んでいる方が1,479件となっております。残りが約110件ほど、まだ振り込みの方が出来ておりませんが、主な理由としまして対象となる方の口座番号が分からない方、この方達には口座情報を届けていただくようにということでお願いをしております。また、未申告等により課税状況が不明な方もいらっしゃいまして、その方々につきましては申告をされるように案内をしております。申告をされた結果、非課税であれば給付金の申請手続きをしていただくように説明をしております。7万円の給付金については2月の広報にも詳細を載せてまた再度お知らせをしているところです。

続きまして今回予算要望をしております給付金につきまして説明いたします。昨年12月22日に閣議決定されました物価高騰対策の1つとして低所得者を支援するために新たに給付金を支給することが示されております。今回は大きく分けまして2種類の給付金がありまして、その対象者に今年の2月から3月を目途に、できるだけ早い時期に給付開始ができるように進めていただきたいと国の通知があつて、そのための予算要求となっております。対象としましては令和5年度の個人住民税が均等割のみ課税されている世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するというので、甲佐町では330世帯を見込んでおります。

次に令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯において、扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する形で支給するとなっております。子供の人数が250名を見込んでおります。支給の時期等につきましては、本予算を承認いただきましたならばできるだけ早い時期にシステム改修を行いまして、早ければ3月中に1回目の振り込みを行いたいと考えております。事務的な手順としましてはシステム改修後に対象者の抽出を行い、その方々に給付金の通知を行いますが、今回はほとんどの方の口座番号が分かっておりませんので、町からの通知送付後に対象者から口座情報を提出していただくこととなります。その後、口座情報の登録、振り込みの準備を進めていきますので、早くても1回目の振り込みが3月下旬頃になるのではないかと考えております。物価高騰の影響を大きく受けられている住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯に対しましてはできるだけ速やかに給付ができるように事務を進めていきたいと考えております。

けれども、現在、先に説明しました12月補正の予算で御承認いただきました非課税世帯への7万円の給付金事務と今回新たに2つの給付金事務、の合わせて3つの給付金事務を福祉課内で行う関係で年度内での給付完了は難しいと予想されますので、そのために令和6年度への事務繰り越しも見込んで繰越明許費として予算計上させていただいております。以上、12月に予算要望しました給付金と今回要望しております給付金についてお答えいたしました。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。歳出の中で衛生費、子育てギフト券発行業務委託料、もう1つ商工費の中でLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、この2つの項目についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。これにつきましては令和4年度と5年度に出産された妊婦に対しまして子育て応援ギフトということで1人当たり5万円の給付をする予定にしております。金額に関しましては99名を予定しておるところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金についてご説明申し上げます。これについては前回3,000円甲佐が配っておりますが、今回その第2弾ということで県がまた示されておりますので、それについて支給を考えております。今回については1世帯当たり4,000円、その分の2分の1が県からということになります。2分の1を重点支援交付金をあてたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今回のLPガス価格高騰対応生活者支援補助事業ですが、前回、他の自治体と甲佐町が3,000円と差があったと思いますが、今度もそれでもまた差があるのでしょうか。なぜそのようになるかをお答えください。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 今回については県が示されております4,000円ということで甲佐町も同等の金額の予算をしておりますので今回については差額が生じないということになります。前回についてはこの議会でも答弁をさせていただいておりますけれども、町が前もってふるさと応援チケット事業を行いましたので、その分と合わせたところで住民の皆さんに支援をさせていただいたという形で価格の差が生じたという形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田博議員。

○6番（荒田博君） 6番です。先程、佐野議員が子育てギフト券発行委託料で聞かれ

たかと思うんですけども、令和4年から令和5年の対象ということでございますけれども、ということはまだ今まで発送というかそういうのは今回するという事によろしいのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。国の補正で令和4年度から発行してある部分もありましてそれプラス今回は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用ということでこれが第2弾ということになります。令和4年度と5年度限りということになりますけれども、以上になります。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第2号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）でございます。先ほどから担当課から説明がありました通り、歳入歳出それぞれ6億681万5,000円を追加されたということでございます。歳入の主だった内訳としては国庫補助金、それから寄附金の増加、そして歳出といたしましては、ふるさと甲佐応援寄付金積立金の積み増し、それから物価高騰対策重点支援給付金、そして子育てギフト発行事業、そしてLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金ということで、全て町民の皆さんの生活に直結するものばかりでございますので、速やかに行き渡りますようお願いして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第2号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和6年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。本日はご提案いたしました案件につきまして慎重審議の上、原案通りご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますと共に、適正な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重されますよう、切に希望し、これをもって、令和6年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和6年第1回臨時会

令和6年2月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198